

富山市・コンビニエンスストア事件（富山地判平成26年9月24日, 判例時報 2242 号 114 頁）

市の施設・管理する側溝より水路に転落死亡した事故につき、市の側溝の設置・管理の瑕疵を認め国家賠償責任が認められたが、コンビニエンスストアの土盛部分の設置・保存の瑕疵及び不法行為による損害賠償責任は否定された事例。

神 山 智 美

富山大学紀要. 富大経済論集 第61巻第1号抜刷（2015年7月）

富山大学経済学部

富山市・コンビニエンスストア事件（富山地判平成26年9月24日，判例時報 2242 号 114 頁）

市の施設・管理する側溝より水路に転落死亡した事故につき，市の側溝の設置・管理の瑕疵を認め国家賠償責任が認められたが，コンビニエンスストアの土盛部分の設置・保存の瑕疵及び不法行為による損害賠償責任は否定された事例。

神 山 智 美

キーワード：水路，側溝，被害者救済，損害賠償，過失相殺，国家賠償法2条1項，民法717条1項

## 1. 事案の概要

本件は，亡A（平成24年3月31日死亡，以下「亡A」という。）が富山市内の側溝（以下，「本件側溝」という。）に転落して死亡した事故（以下，「本件事故」という。）について，亡Aの相続人である原告ら（妻X1，子X2，X3）が，同側溝の水路部分を管理する被告市に対し，水路の設置又は管理に瑕疵があり，あるいは水路の安全を確保すべき義務に違反したとして，選択的に，国家賠償法2条1項又は同法1条1項に基づき，また，上記水路に隣接する土地を占有し，上記側溝の一方の側壁を構成する同土地の土盛部分を設置又は保存する被告コンビニエンスストアに対し，主位的に民法717条1項に基づき，予備的に同法709条に基づき，原告X1，X2及びX3につき損害金及びこれに対する不法行為の日である平成24年3月31日から支払済みまで民法予定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払いを求めた事案である。

### ア 発生事故

日時 平成24年3月31日午前2時頃

場所 富山市（以下略）所在のコンビニエンスストア（以下，「本件店舗」

という。) 駐車場の東側に接する側溝

事故態様 亡Aは、本件事故の前日である平成24年3月30日夜、富山駅前の飲食店で行われた勤務先の送別会に出席した後、富山市総曲輪にある飲食店2軒で飲酒し、タクシーに乗って自宅に帰宅する途中、同月31日午前2時頃、本件店舗に立ち寄りうとして、本件事故に遭遇した。亡Aは、後記本件土地の東側にある歩道（以下、「東側歩道」という。）から足を踏み外して側溝に転落した際、顔面を強打して副鼻腔損傷を負い、血液吸引による窒息により死亡した。

### イ 本件店舗と周辺状況

本件店舗は、富山市に平成15年頃に開店しており、富山市中心部（富山県庁）から約5.6キロメートル離れている。本件土地周辺は、かつては農業用地が多く存在する地域であったが、本件事故当時は、住宅街及び商業地域として発展し、本件土地北側に隣接する2筆の田を除いては、居住用建物のほか、工場や営業所等の商業用建物が建ち並ぶ地域となっていた。

本件店舗は、交差点の付近にあり東側で市道である東側道路に面し、南側も公道に面しているという場所柄から、車で来店する者だけでなく、周辺住民や周辺事業所に勤務する者等が徒歩で来店することも多い。徒歩で来店する客の中には、昼夜を問わず、近道をするために車両進入口を通らず、東側歩道から本件側溝をまたいで、車止めのガードパイプの隙間から本件土地へ侵入する者もあった（写真1参照）。



写真1（平成27年5月1日筆者撮影） 写真2（平成27年5月1日筆者撮影）

### ウ 本件側溝

本件側溝は、被告市の管理する公の営造物（国から移管された法定外公共用物）である農業用水路（「側溝断面図」記載のイ・ロ・ハ・ニ・ホの各点を順次結んだ線で表わされる部分。以下、「本件水路」という。）と、被告コンビニエンスストアの管理する土地（以下、「本件土地」という。）の土盛部分（同図面ホ・チ・トの各点を結んだ線で表わされる部分。以下、「本件土地土盛部分」という。）により構成されている。

本件水路の東端は、「側溝断面図」イ・ロの両点を結んだ線の通り、東側歩道の路面から鉛直に約92.5センチメートル下がり、その西側が、同図面ロ・ハの両点を結んだ線のとおり、幅約40.5センチメートルの平坦な底面となっている。本件水路の西側は、同図面ハ・ニの両点を結んだ線のとおり、底面から鉛直に約43.3センチメートル立ち上がった後、同図面ニ・ホの両点を結んだ線のとおり、幅約16.0センチメートルにわたり同一高さの平面となってい

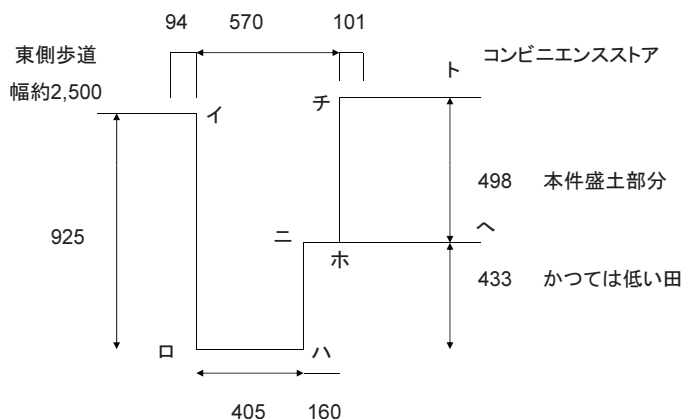
る。

このように本件側溝には、同図面ハ・ニ・ホの各点を結んだ線によって、底面から数えて一段目の段差が形成されている（以下、この1段目を「本件水路側壁部分」という。）。

本件水路の西端のホ点は、本件水路と本件土地との境界部分である。本件土地は、上記境界部分で、同図面ホ・チの两点を結んだ線のとおり、本件水路側壁部分よりも更に約49.8センチメートル高上げされており、その西側は、同図面チ・トの两点を結んだ線のとおり、同一高さの平面となっている。

### 側溝断面図(単位mm)

(判決別紙を基に筆者作成)



## エ 側溝蓋等の設置状況

東側側溝には、東側道路から本件土地への（車両）進入口として、東側辺と東側歩道とを架橋する幅広のグレーチングが約8メートルにわたり設置され、南側道路から本件土地への車両進入口として、南側辺と南側道路を架橋する幅広のグレーチングが約6.1メートルにわたり設置されている。また、本件側溝には、東側辺沿いの隅切りの北に、縦横約1.1メートルの正方形の集水ます以外の部分には、グレーチングや側溝蓋は設置されていない。

本件土地には、上記車両進入口を除く部分において、本件側溝との間に、東側辺及び南側辺に沿って、大人がまたいで越えることのできる程度の白色ガードパイプ10基余りが、それぞれ数十センチメートル程度の間隔を空けて設けられている（写真1参照）。

#### オ 事故時の状況

本件事故当時、東側辺付近は、夜間においても、本件店舗の照明や外灯によって照らされており、通常の歩行者であれば、前方及び側方を注視していれば、本件側溝の存在を把握すること自体は困難ではなかった。もっとも、東側辺付近の照度は昼間と比較して低く、全体に薄暗いことから、通常の歩行者において、東側歩道と本件側溝との境目、本件側溝の深さや、本件側溝の西側が本件土地土盛部分の存在により2段の階段状になっていること等を瞬時に把握するのは困難であった（写真2及び側溝断面図参照）。

#### カ 周辺の状況

本件店舗から東側道路を200メートル北上した地域内（以下、「当該地区」という。）には、飲食店や商店、共同住宅が立ち並んでいるが、これらの建物の敷地は、いずれも本件水路に面し、本件土地と同じく東側歩道と同じ高さに嵩上げされている。このうち、飲食店などと歩道間の水路は、いずれも全面的に側溝蓋又はグレーチングが設置されており、共同住宅の駐車場のみが、車両進入口のみにグレーチングを施し、その余が開きよとされている。

また、当該地区に比較的近い地域にある飲食店や量販店等にも、敷地の周囲に側溝が通っているものが少なくない。これらの店舗においても、歩道と敷地との間の側溝には、全面的に側溝蓋やグレーチングが設置されているか、側溝の両側又は片側に人が通り抜け出来ないようガードレールやフェンス等が設置されている。

本件店舗から比較的近い位置にあるコンビニエンスストア4件を対象として調べてみると、いずれの敷地周辺にも側溝があり、全面的に側溝蓋又は側溝蓋及びグレーチングが設置されている。それらのうちの1件においては、ガード

ルール等によって側溝が囲まれており、2件においては、隣地との間の側溝には歩行者が乗り越えることができない高さのフェンスが設けられている。

## 2. 判決の要旨

### 一部認容，一部棄却

#### 争点（1）被告市には，本件水路の設置又は管理の瑕疵があるか。

本件側溝が内包する危険性は、本件側溝に側溝蓋やグレーチングを設置するという比較的簡易な方法で解消することができること、本件事故は、亡Aが本件店舗に立ち寄ろうとして生じたものであり、側溝蓋等の設置されていない本件側溝の危険性が顕在化したものであり、富山市には、本件店舗の開店から本件事故までの約9年間に、東側歩道の歩行者の通行状況の変化を把握し、本件側溝に蓋を設置するなどの対応を執るのに十分な期間があったことなども考慮すると、本件側溝ないしはその不可欠な構成部分である本件水路は、通常有すべき安全性を欠いていたというべきであること等から、富山市には、本件水路に係る設置又は管理の瑕疵があったといわなければならないが、富山市は、国家賠償法2条1項に基づき、本件水路の設置又は管理に瑕疵があったことにより亡Aに生じた損害を賠償すべき義務を負う。

#### 争点（2）被告コンビニエンスストアには，本件土地土盛部分に係る設置又は保存の瑕疵があるか。

コンビニエンスストアは、本件土地土盛部分を駐車場として使用しているのみであって、本件側溝を一体として占有しているものでもなく、本件水路を安全に管理すべき基本的な責任が富山市にあり、コンビニエンスストアにおいては、基本的には、富山市がその責任を果たすことを前提に、本件土地土盛部分の設置又は保存に当たって本件側溝に側溝蓋等を設置していなくとも差し支えないものというべきであり、本件水路の占有者でないコンビニエンスストアにおいて、防護柵を設けていないことや富山市と協議・協力して本件側溝に側溝蓋をしていないことにより、本件土地土盛部分に係る設置又は保存の瑕疵があ

るとはいえないこと等から、原告らは、コンビニエンスストアに対し、民法717条1項に基づく損害金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めることはできない。

**争点（3）被告コンビニエンスストアは、歩行者が本件側溝をまたいで本件土地に進入しようとするのがないよう防護策を設置するなどして本件側溝への転落に係る危険を除去すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったか。**

コンビニエンスストアには、富山市から道路占用許可を得て本件側溝に蓋を設置するなど、富山市と協議・協力して本件側溝への転落に係る危険を除去すべき義務があったとはいえず、原告らは、コンビニエンスストアに対し、民法709条に基づく損害金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めることはできない。

**争点（4）損害の額について。**

亡Aは、東側歩道から本件店舗に立ち寄る際に本件側溝に転落したものであり、本件事故は、その発生当時、本件側溝に側溝蓋等の転落防止措置が設けられていれば、防ぐことができ、富山市の本件水路に係る設置又は管理の瑕疵と亡Aの死亡との間には因果関係が認められるとして、X1に対し、損害金570万8,334円等、X2、X3それぞれに対し、損害金473万8,659円等の支払を求める限度で認容すべきものである（亡Aが本件事故の際に飲酒酩酊により注意力及び判断力の減退した状態にあったことに対する過失割合は8割）。

### 3. 評釈

結論及び理由に一部反対する。

以下検討する。

**争点（1）被告市には、本件水路の設置又は管理の瑕疵があるか。**

裁判所は、原告らの市に対する請求の一部を認容している。その理由は、本件水路は被告市が設置・管理するものであったことを前提として、（i）本件



側溝の西側は本件土地土盛部分によって二段の段差が形成された形状であったこと、及び（ii）本件事件当時は、当該地区内の他のコンビニエンスストアや飲食店等では、来店者等の安全に配慮して周辺の側溝には基本的に蓋又は防護策を設置しており、被告市としても通行者の安全を考慮して、本件側溝に蓋を設置する等の措置を講ずべきであったことを導き出している。従って、本件側溝ないしその不可欠な構成部分である本件水路が「通常有すべき安全性」を欠いており、市としては本件水路に係る設置又は管理の瑕疵があるから、原告らに対し国家賠償法2条1項に基づく損害賠償責任があるとしている。

これら（i）（ii）については、重要なところを紹介しながら以下に検討する。

まず裁判所は、（i）に関しては、「いったん転落すると、亡Aのように、頭と身体が底部にはまり込み、自力ではい上がることが困難になる可能性がある」と指摘し、大人であっても、不意に本件側溝に転落した場合には、東側歩道や本件土地土盛部分の角ないしは底面に顔面や頭部を打ち付けた衝撃で重傷を負い、又は死に至る危険性があることに着目した。

これは、本件側溝及び本件水路の形状に着目して、市の本件店舗出店のための開発時の本件側溝に関する安全配慮義務及び本件水路の管理責任を明確にしたものといえる。

次に（ii）については、本件水路は、開発前にあたる「平成15年以前と比較して、歩行者に与える危険性が格段に大きくなっていったといわなければならない」のであって、その事実は、被告市としても、被告コンビニエンスストアからの申し出や、地元からの陳情の有無にかかわらず、客観的に容易に認識可能であったというべきであると断じた。更に、夜間であれば「本件店舗の照明の発する明るさに気を取られて本件側溝の存在を見落とししたり、東側歩道と本件側溝の境目を誤認したり、これらの幅や高さの目測を誤ったり、東側歩道と本件土地土盛部分が連続した平面であると誤認したりする危険性が、昼間よりは大きかった」のであるが、この危険性は、本件側溝に側溝蓋やグレーチングを設置するという比較的簡易な方法で解消することができたと判断した。

そのうえで、「(亡Aが本件側溝をまたいで本件土地に進入しようとして転落したか、東側歩道から本件店舗に向かって歩いている際に誤って転落したかは問題ではない。)」として、「本件店舗の開店から本件事故までの約9年間に、東側歩道の歩行者の通行状況の変化を把握し、本件側溝に蓋を設置するなどの対応を執るのに十分な期間があったことなども考慮」して、被告市の本件水路に係る設置又は管理の瑕疵があったと断じた。

この判断について検討するに、確かに、被告市は、本件水路の管理者である。よって、コンビニエンスストアの開設により本件水路の形状が歩道の歩行者に危険性を及ぼすものに变化するのであれば、それが開きよを原則とする農業用水路であろうと、周辺環境の市街化に伴い閉きよを原則とする都市用水路に位置づくものとなったといえようとも、被告市には危険性を除去するための措置(本件においては側溝蓋やグレーチングの設置)が求められるといえる<sup>1</sup>。本件においては、東側歩道から本件側溝をまたいで、車止めのガードパイプの隙間から本件土地へ侵入できる構造になっていることからしても、被告市は、まずもってコンビニエンスストア開設時の都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号。以下、「法」という。)29条以下に基づく開発行為の許可申請に際しては、法79条により開発許可の条件として側溝蓋やグレーチングの設置を付す必要があったといえる。しかしながら、そうした開発条件が付されないまま一定期間が経過しているという状況において、被告市が本件水路の危険性を認識

---

1 富山市建設部道路河川管理課へのヒアリング(平成27年5月11日)によれば、公判でも提示されたように、交通安全施設の設置作業を行う場合の仕様を明確にした『交通安全施設設計要領』(北陸地方建設局編集, 社団法人北陸建設弘済会発行)には、歩行者及び自転車等の路外への転落を防止するのに防護柵を設置すべき区間を、路面との高低差が1メートル以上で、かつのり面の勾配が一定以上のものとしており、東側歩道の路面と本件側溝の底面との高低差は、約92.5センチメートルであって1メートルに満たないため、この基準を形式的に適用すれば、東側歩道に本件側溝への転落防止用の防護柵を設置する必要はないといえるようである。更に、東側歩道は2.5メートルの幅もあり、この点からも基準に則れば防護柵の設置は求められていないものとのことである。加えて、これまでのところでは、周辺住民からの「防護柵設置の要望」は寄せられていないということであった。

したうえで、何らかの安全性確保策を講じるために対処中であったという合理的の期間内であると認めるに足る特段の事情も無いのであれば、本件水路に関するかなりの程度の管理責任は被告市に帰するといわざるを得ない。更に、被告市の主張である「本件側溝全面に蓋をすると、車両進入口以外の部分からも車両が本件土地へ出入りすることが可能となり、車両が東側歩道の歩行者に衝突する危険性が飛躍的に増大する」は裁判所の判断の通り失当であったと言わざるを得ず、別の危険性回避のためにあえて側溝全面に蓋をしなかったという主張は認められない。

本審は、「公の営造物が通常有すべき安全性」の判断には、いわゆる高知落石事件・最一昭和45年8月20日（判時600号71頁）及び最三昭和52年7月4日（判時904号52頁）を引用しながら、「当該営造物の構造、本来の用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的、個別的に判断すべき」としつつ、本判決においては、肝心の具体的、個別的判断を十分に尽くしているとはいえないと考える。なぜなら、裁判所は、その判断に用いている「公の営造物が通常有すべき安全性」についての十分な解釈をしないままに、亡Aという被害者が出たことをもって危険性の有無を判断しているともいえるからである。

よって、裁判所は、①当該営造物の構造に関しては、本件水路は概して深く、かつ本件側溝の西側が本件土地土盛部分の存在により2段の階段状になっているとはいえ、交通安全施設の設計作業を行う場合の仕様を明確にした「交通安全施設設計要領」と題する書籍には、歩行者及び自転車等の路外への転落を防止するために防護柵を設置すべき区間として、少なくとも路面と路外との高低差が1メートルあることが挙げられているところ、本件は約92.5センチメートルであったこと、②本来の用法に関しては、亡Aがコンビニエンスストアの（車両）進入口以外のところ、すなわち本件水路をまたぐ形で本件土地に進入しようとしていること、③利用状況等の諸般の事情に関しては、亡Aが多量の飲酒により強度の酩酊状態にあり、注意力及び判断力が低下した状態で本件事

故に遭ったものであり、その死因も、顔面を強打して副鼻腔損傷を負い、血液吸引による窒息によるという極めてまれな事由であること等も個別のかつ具体的に検討して「公の営造物が通常有すべき安全性」の判断をすべきであったと考える。

殊に、②に関しては、原則として通常の用法に即しない行動の結果生じた損害について設置管理者は責任を負わないのであるといえ、本件は本審が引用した最三昭和53年7月4日のように「設置管理者である被告人が通常予測することのできない行動に起因するものであった」とまでは言い得ないものの、通常の用法に即しない行動の結果生じたものといえる点を、裁判所は参酌すべきであったと思われる。すなわち、市の責任は認めざるを得ないが、その理由づけは不十分といわざるを得ない。

## **争点（2）被告コンビニエンスストアには、本件土地土盛部分に係る設置又は保存の瑕疵があるか。**

筆者は、被告コンビニエンスストアにも法的責任があると考えており、その点において判決には反対している。なぜなら、本件水路の管理者は市であるが、本件側溝をより深いものとし、その危険性を増したのは隣地の開発者であるコンビニエンスストアである。当該コンビニエンスストアの店舗開設にあたり、本件土地土盛部分が加えられたことで本件側溝が出来上がっているのであるから、その開発者及び原因者としての責任または義務があるといえるのではなかろうか。また、本件店舗周辺の他のコンビニエンスストアにおいては、接する側溝前面には蓋等がなされている点をどう考えるべきであろうか。

裁判所は、本件土地土盛部分は、「本件水路とは別個の土地上にある構造物にすぎず、それ自体が人の生命・身体に危害を及ぼす性質を有するものではない上、被告コンビニエンスストアは、本件土地をいかように造成し、使用するかにつき制約を受けるものではなく」、「基本的には、被告市がその責任を果たすことを前提に、（被告コンビニエンスストアは、）本件土地土盛部分の設置又

は保存に当たって差し支えないというべきものである」と判断した。しかしながら、これは土地というものの連続性（隣地とのつながり）及び土地の形状が周辺環境及び周辺利用者等に与える影響を無視した判断といわざるを得ない。その理由は、第1に、本件土地土盛部分は本件水路とは別個の土地上にあるとはいえ、それと水路が一体となって本件側溝を構成していることからすると、本件原因者の一人である開発者としての責任を果たすことが求められるといえるからである。第2に、本件においては、その駐車場の構造が、歩道から本件側溝をまたいで、車止めのガードパイプの隙間から本件土地へ侵入することもできるようなものとなっていることから、この構造は本件側溝をまたぐという危険を誘発しつつも、本件店舗への客の誘引（入りやすい店舗であることの強調）を行っているものと考えられるからである。

加えて、裁判所は、「被告コンビニエンスストアにおいて、本件土地内側の東側辺沿いに、歩行者が乗り越えることのできない高さの柵を設置したとしても、それだけでは東側歩道を歩行する者が、歩道側から本件側溝に転落するのを防止することはできないから危険防止措置としては不完全であるといわざるを得ない」と判断した。しかしながら、歩行者が乗り越えることのできない高さの柵が設置されれば、当該コンビニエンス利用者は（車両）進入口から当該土地へ進入するものと自ずと考えるであろうし、本件側溝をまたいで本件店舗へ入るといふ危険性ははらむ行為に及ぶことはないといえる。まして、単なる歩行者による当該側溝への滑落事故ではなく、本件事件は歩行者が店舗に入るときに起きた事故であることを重く捉えるならば、被告コンビニエンスストアの不作为を是認することはできないといえる。

このように、本件店舗の駐車場の構造が、歩道から本件側溝をまたいで、車止めのガードパイプの隙間から本件土地へ侵入することもできるようなものとなっていることが一つの問題点であるといえるのであり、当該地域が市街化してくるに伴い人通りが増加してくることを考えると、より一層その危険性を高めていることは確かである。

争点（3）被告コンビニエンスストアは、歩行者が本件側溝をまたいで本件土地に進入しようとする人がないよう防護策を設置するなどして本件側溝への転落に係る危険を除去すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったか。

では、なんらかの措置を行う法的な義務が当該店舗にあったのかを検討するに、当該店舗が負うのはあくまでも道義的な義務であるといえ、法的義務とまではいえないと考える立場もあるであろう。確かに、当該店舗は、当該店舗の開設にあたり法 29 条以下に基づく開発許可を得ている。その申請通りの開発を行っているところではあるものの、しかしながら危険な状態を作出した原因者であり現状においても危険な現状を維持しているため、そうした危険性を除去する法的義務を継続的に負っていると考ええる。

そこで、筆者としては、原因者の責任及び当該側溝に隣接する土地管理者こそが当該土地に対する使用・収益・処分という権能を有する存在であることを参酌して、更に、本件店舗が本件側溝をまたいで本件土地に侵入している来店者の存在を容認していたことを基にして、側溝をまたぐ来店者に対しての安全配慮義務を有していたと考えたい。具体的には、本件土地内に防護柵を設置する又は近隣のコンビニエンスストアと同様に市に対して道路占有許可を得て本件側溝に蓋を設置する義務である。

以下に、危険性を内包する使用をした場合の工作物の瑕疵に関する議論をいくばくか検討する。まず、危険を内包する施設でありその臨場感を楽しむことも設備（球場）の特徴であるとして、民法 717 条 1 項に基づく安全配慮義務に違反した債務不履行が認められなかった事案に、仙台地判平成 23 年 2 月 24 日（LEX/DB 文献番号 25443199）がある。この判決のように、確かに、本件側溝をまたぐかたちで本件土地内に進入しようとする人は内包された危険を了知しているともいえる。しかしながら本件に内包される本件側溝をまたぐという危険は、そのすべての責任を当該店舗が担うべきものとはいえないものの、側溝をまたぐという行為には臨場感を楽しむ施設という性質は持ち合わせておらず、むしろより高い安全性の確保が求められるといえ、速やかに取り除くべき

不要な危険性であろうと思われる。

他方、福岡高判平成19年3月20日（判例時報1986号58頁）のように、賃貸アパートの2階の窓から転落して死亡した事故につき、約73センチメートルの腰高は瑕疵とはいえないが、その窓から身を乗り出して洗濯物を干すことが予定されていたとして民法717条1項に基づく工作物責任を認めた事例もある。これは、本来の用法以外の用法によって設備が用いられるということを確認していた設備設置者に安全配慮義務違反を認めたものといえ、本件にも妥当する要素が汲み取れるといえる。

従って、筆者は、近道をするために（車両）進入口を通らず、東側歩道から本件側溝をまたいで、車止めのガードパイプの隙間から本件土地へ進入する者の存在を容認していた現状がある限りにおいて、本件店舗には防護策を設置するなどして本件側溝への転落に係る危険を除去すべき民法717条1項に基づく安全配慮義務があったと考える。

#### 争点（4）損害の額について

亡Aが本件事故の際に飲酒酩酊により注意力及び判断力の減退した状態にあったことに対する過失割合は8割となっている。よって、この割合の妥当性について被害者が酩酊状態にあって転落防止柵や照明設備が無い水路に転落して死亡した事例と比較検討する。

まず、山形地判平成6年7月28日（判時1527号139頁）は、夜間酒に酔った被害者が転落防止柵や照明設備がない排出路に自転車もろとも転落し凍死した事件について、過失相殺をしたうえで、設置管理の瑕疵を認めたものである。ここでは、夜間の通行者が誤って転落しないように転落防止柵や、照明設備等の事故防止施設を設けるべきであって、そのような施設のない橋状蓋部分や排水路敷の道路部分を含む排水路は、営造物が通常有すべき安全性を欠いているものというべきであり、その設置管理には瑕疵があったと認めるのが相当であるとの判断が下された。そのうえで、被害者は、転落事故現場が自宅近くの通

り慣れた場所であって、道路の特異な地形や橋状蓋部分や排水路の存在を十分に知っていたであろうから、夜間には自転車の速度を適宜減速するなどして適切に運転すべきであったにもかかわらず、自らの不注意のほか、酒に酔っていたことや、あるいは脳梗塞による右上下肢の機能障害の影響も加わって異常な運転をして橋状蓋部分手前で転倒し、排水路に転がり落ちたものであるから、過失があるというべきであり、被害者の過失割合は8割と認めた。他方、大阪高判平成13年1月23日(判時1765号57頁)は、飲酒酩酊の被害者が、歩道等を夜間歩いていた行き止まりにあるガードレールに気付かず躓いて川に転落し、川底に頭部を強打したことにより死亡したが、それが土地工作物の設置による瑕疵、道路・河川の管理の瑕疵によるものであったとしても、事故当時あまり暗くなくガードレールに気づくことは容易であり、被害者が、相当飲酒していて、注意力が散漫になっていた過失があった場合、その過失割合は、被害者が6割、加害者が4割であるとした。

こうした先例のもとで亡Aの過失割合を8割とした理由を、裁判所は、「本件店舗の照明及び外灯により、夜間でも、ある程度の明るさが確保されており、通常の歩行者であれば、前方及び側方を注視していれば、本件側溝への転落を回避することも可能であったこと、亡Aが本件事故の際に飲酒酩酊により注意力及び判断力の減退した状態にあり、このことが本件事故の発生に寄与した程度が大きいこと」を挙げている。自らの不注意、酒に酔っていたことのほか、照明設備が備えられていたこと及び自宅近くの通り慣れた場所であって側溝の形状を熟知していたことが参酌されたものと考えられる。

## 結びに代えて

なお、原告らは遺族年金を既に受給し始めており、それは亡Aの死亡に係る逸失利益との損益相殺の対象となる。これは、厚生年金保険法(昭和29年5月19日法律第115号)40条の、原告らが被告市に対して有する損害賠償の請求権を政府が取得することにより生じる措置であり、よってすでに遺族年金



として支給を受けた分を逸失利益の額から控除することになる。仮に原告らが勝訴したとしても、このように過失相殺のため損害金の支払いは2割に留まることに加えて、損害賠償の請求権を政府が取得することにより遺族にはその遺族感情に即した十分な救済が得られないのではないかとの疑念も残る<sup>2</sup>。

よって、裁判を通じた公式的解決は、法的な責任の有無及び損害賠償額の確定という形で一応の解決を図るために必要であるものの、当事者にとってより現実的かつ幸福な解決及び救済が図られる道も模索するべきであろう。その道の一つとして、こうした遺族の今後の生活を考えた十分な救済のための制度の説明（遺族年金額から裁判で確定された逸失利益額分が控除されること、及び各種私保険と損害賠償との関連等）と、遺族感情に配慮した事故の再発防止及び安全配慮の向上を求めうるような方策（例として平成27年4月施行の行政手続法36条の3等の運用）を併用していくことも、こうした案件には必要であろうと試論する。

補足：

本件控訴審判決が平成27年5月13日に言い渡された。名古屋高判金沢支部は、地裁判決を支持し、市側の控訴を棄却した。

---

2 これはそもそも、本件の損害賠償額が、原告らがうけとる遺族年金額の総計よりも少ないと見積もられることに起因するからである。

謝辞：

本稿で扱った判決は、富山行政法研究会 156 回例会（平成 27 年 1 月 31 日開催）における東 博幸弁護士によるご報告事案であり、本稿は、その後 筆者が東弁護士のご承諾の下で判例評釈を行ったものである。東弁護士をはじめとする研究会メンバーの皆様には闊達な議論で有益なご示唆を与えていただいたことに及び本件をご担当された山本一三弁護士、富山市建設部道路河川管理課の方がたには執筆に際して事案の理解にご助力をいただいたことに、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本稿は、JSPS 科研費 No. 25380142 の研究の一部である。

提出年月日：平成 27 年 5 月 14 日